

# 名古屋大学大学院法学研究科

## 実務法曹養成専攻

### 目 次

I 認証評価結果	2-(4)-3
II 章ごとの評価	2-(4)-4
第 1 章 教育の理念及び目標	2-(4)-4
第 2 章 教育内容	2-(4)-5
第 3 章 教育方法	2-(4)-10
第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(4)-12
第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(4)-16
第 6 章 入学者選抜等	2-(4)-17
第 7 章 学生の支援体制	2-(4)-20
第 8 章 教員組織	2-(4)-22
第 9 章 管理運営等	2-(4)-25
第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(4)-26
第 11 章 自己点検及び評価等	2-(4)-28
<参 考>	2-(4)-31
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-33
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-34
iii 自己評価書等	2-(4)-35



## I 認証評価結果

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員が17年以上の実務経験を有している。
- 教員の研究の質の向上に資することを目的としてサバティカル制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。
- 法学図書室に、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた職員が配置されている。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 1授業科目において、学生に成績評価方法が必ずしも明確に周知されていないことから、学生にあらかじめ周知されるよう改善する必要がある。
- 成績評価の考慮要素について、1授業科目において、平常点の成績が一律満点に近いものがあり、また、一部の授業科目において、発言点や平常点の成績が一律満点となっているものがあるため、発言点や平常点の成績評価の在り方について、さらなる検討・改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、成績評価における考慮要素の配点を超える点数が付けられていることから、成績評価においては、あらかじめ学生に周知された成績評価における考慮要素を遵守するよう全教員に周知徹底する必要がある。

## II 章ごとの評価

### 第1章 教育の理念及び目標

#### 1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の理念・目的は、「①幅広い教養と優れた専門能力を備えた法曹の養成、②広い視野と国際的関心を持つ法曹の養成、③多方面で活躍できるバランスの取れた法曹の養成」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト及びパンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、理念・目的に適った教育を実施するため、各法曹像に対応した授業科目を開設しており、各法曹像に相応した履修モデルとして、国際的視野と能力をもった法曹養成のための履修モデル、企業法務に通用する法曹養成のための履修モデル、市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹養成のための履修モデルの3モデルを設定し、ガイダンス及び指導教員による履修指導が行われている。

これらの授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所、裁判所、検察庁等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

#### 2 指摘事項

特になし。

## 第2章 教育内容

### 1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、理念・目的を効果的に実現するために、1年次・2年次に法律基本科目を配置して理論的教育を実施し、実務的教育に進む上での基礎的な能力を修得させている。その際、そうした能力の修得が無理なく効果的になされるよう、1年次には実体法分野の講義科目を配置し、2年次にはその演習科目を配置している。また、一定の法知識を修得した2年次から訴訟法科目を開設することにより、実体法科目及び手続法科目の基本知識の修得段階、応用力の育成段階、実体法と手続法に関する知識の統合段階へと無理なく履修ができるように科目を配置している。さらに、2年次後期以降に法律実務基礎科目を配置することにより、実体法・手続法について理論的な教育を経て、必要な知識・能力を獲得した上で実務的教育に進めるようにしている。基礎法学・隣接科目については、その教育内容にかんがみ、1年次から履修可能とする一方で、展開・先端科目については、主に2年次・3年次に配置することにより知識・能力等の習得・涵養が無理なくスムーズになされるようにしているなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、法律基本科目における導入的な授業科目の開設や、1年次法律基本科目担当教員のオフィスアワーの固定、弁護士による支援、1年次における指導教員の担当学生の少人数化、復習用ツールとしての「お助け君ノート」の使用、養成しようとする3つのタイプの法曹像に対応した多様な授業科目の開設等の学修支援体制がとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、ローヤリング及びエクスターンシップに係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「現代世界の政治」、「比較法Ⅰ」、「情報と法」、「法と経済学」及び「法と心理学」等、(4) 展開・先端科目として、3つの履修モデルをもとに、国際的視野と能力をもった法曹養成のための履修モデルとの関連では、授業科目「国際法Ⅰ」及び「国際私法Ⅰ」等、企業法務に通用する法曹養成のための履修モデルとの関連では、授業科目「知的財産法Ⅰ」、「経済法Ⅰ」及び「企業法務Ⅰ」等、市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹養成のための履修モデルとの関連では、授業科目「労働法Ⅰ」、「租税法Ⅰ」及び「消費者法」等がそれぞれ開設されている。

そのほか、研究者養成をも目的とした授業科目「テーマ研究Ⅰ」及び「テーマ研究Ⅱ」が開講されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分に当たって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

(1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。

(2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。

(3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な授業科目になっている。

(4) 展開・先端科目は、授業科目「先端担保法」の教育内容の相当程度が法律基本科目の内容にとどまっておらず、また、授業科目「総合問題研究(公法)」、「総合問題研究(民事法)Ⅰ」、「総合問題研究(民事法)Ⅱ」及び「総合問題研究(刑事法)」の教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているものの、おおむね社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

## 2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び自由選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

## 2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）      | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）    | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 14 単位、民事系科目 34 単位、刑事系科目 14 単位の合計 62 単位とされており、このうち 2 単位は、法学未修者 1 年次の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

## 2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

(2) (1)に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

## ア 模擬裁判

（民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容）

## イ ローヤリング

（依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容）

## ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事実務基礎Ⅰ」(2単位)及び「民事実務基礎Ⅱ」(1単位)が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事実務基礎」(3単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判(民事)」(2単位)が、ローヤリングは授業科目「ロイヤリング」(2単位)が、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ」(2単位)が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、入学時に行われる法情報ガイダンスにおいて、法学既修者を含む学生全員に指導が行われており、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事実務基礎Ⅱ」及び「刑事実務基礎」の中で適宜指導が行われている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、実務家教員及び研究者教員との間で事前協議をした結果を反映する形で講義計画・講義内容を決定しており、それに基づき実務家教員及び研究者教員の協働の下、少人数のグループ討議、ロールプレイ、レポート課題による事前学習の促進等、授業内容を考慮した教育手法を活用して講義を実施するなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。



2-1-7：重点基準

基準2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち18単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【特色ある点】

- 研究者養成をも目的とした授業科目「テーマ研究Ⅰ」及び「テーマ研究Ⅱ」が開講されている。

### 【改善すべき点】

- 展開・先端科目に配置されている授業科目「先端担保法」について、教育内容の相当程度が法律基本科目の内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。
- 展開・先端科目に配置されている授業科目「総合問題研究（公法）」、「総合問題研究（民事法Ⅰ）」、「総合問題研究（民事法Ⅱ）」及び「総合問題研究（刑事法）」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

## 第3章 教育方法

### 1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人以下が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、①予習課題に関する基礎知識を質問しながら講義を進行する、②予習課題に関する簡単な事例問題を提示して双方向的な質疑によって解答を導きつつ次第に事例を変化させていく、③予習課題として事例問題を課し、その解答を授業で検討する、④基本的な法知識を教授し、その後具体的な事例を提示して検討する、など必要に応じて講義形式と双方向的又は多方向的な討論を組み合わせるなど授業方法が工夫され、2年次以降配当の授業科目においては、上記の①～④の形式を適宜組み合わせるとともに、各演習科目においては事例研究を中心的な授業方法とし、①予習課題である重要判例を取り上げて、その意義・射程等を検討する、②判例を素材とした事例問題を作成し、それに対する法律構成を検討する、③全く新たな問題を作成して、それに対する

解答を検討するなど、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1授業科目について学生に成績評価方法が事前に周知されていないもの、おおむね1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が「NLSシラバスシステム」に掲載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、学生の自習時間を考慮した時間割編成や、「NLSシラバスシステム」を活用した教科書及び参考書等の補助教材の事前明示、予習・復習及び課題に関する指示、休祝日関係なく24時間利用可能な自習室の整備、判例・法令のデータベースの整備、「お助け君ノート」システムの活用、オフィスアワーの設定等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

### 3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては38単位（うち4単位は法学未修者1年次の法律基本科目。）が上限とされており、2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【改善すべき点】

- 1授業科目において、学生に成績評価方法が必ずしも明確に周知されていないことから、学生にあらかじめ周知されるよう改善する必要がある。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生便覧に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験、小テスト、平常点等としており、これらは「NLSシラバスシステム」に掲載され、学生に周知されている。

1 授業科目において、平常点が一律満点に近いものがあり、また、一部の授業科目において、発言点や平常点が一律満点となっているものがあるほか、1 授業科目において、成績評価における考慮要素の配点を超える点数が付けられているものがあるものの、当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価について疑義がある学生に対する成績確認制度の整備、成績分布データの教授会での配付やFD活動の中での開示による教員間の共有等が講じられている。

成績評価の結果については、成績分布の一覧表を法科大学院限定のウェブサイト公表するとともに、期末試験の採点基準についても「NLSシラバスシステム」において学生に示されるなど必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、期末試験における実施方法について配慮されており、再試験及び追試験においても、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

なお、再試験は平成22年度入学者からは実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは学生便覧に記載されているほか、年度当初のガイダンスにおいて学生に周知されている。

#### 4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93 単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3 年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位

エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、98 単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位を、合計 14 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位と合わせて、35 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 14 単位、民事系科目 34 単位、刑事系科目 14 単位、法律実務基礎科目 12 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 20 単位（ただし、1年次に授業科目「実定法基礎」を履修した者については 18 単位）を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、各出題委員が各科目を専門とする委員以外の教員と協議し、当該大学法学部の期末試験と出題が重ならないよう配慮して問題を作成し、採点についても、匿名性を確保するなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、第2次選抜試験（法律科目試験）として、公法系（憲法及び行政法）、民事法系（民法及び商法）、刑事法系（刑法）について論述試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験及び書類審査と総合し、合格した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、32単位を修得したものとみなしており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【改善すべき点】

- 成績評価の考慮要素について、1授業科目において、平常点の成績が一律満点に近いものがあり、また、一部の授業科目において、発言点や平常点の成績が一律満点となっているものがあるため、発言点や平常点の成績評価の在り方について、さらなる検討・改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、成績評価における考慮要素の配点を超える点数が付けられていることから、成績評価においては、あらかじめ学生に周知された成績評価における考慮要素を遵守するよう全教員に周知徹底する必要がある。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「自己評価委員会」及び「教育改善委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」等により開発された教育システムの提供、システム開発の成果の利用、授業評価アンケートの実施、教育改善研究集会の開催、教員研修、教員相互間の連携、実務家教員の教育研修、研究者教員の実務研修等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 指摘事項

特になし。



## 第6章 入学者選抜等

## 1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

## 【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる理念・目的に照らし、「名古屋大学法科大学院に入学する学生には、まず大学院で学習するための一般的な資質として、幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程及び結果を的確に表現する能力（論述力）を有していることが求められます。そして、それを前提に、法曹を目指すのに必要な、正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していなければなりません。これらは、学部段階で学習した専門分野を問わず、すべての学生に共通に求められる能力です。

これに加えて、法学既修者コースで学習するためには、法学の基本的な科目（法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当）について既に十分な知識を有していなければなりません。

法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバック・グラウンドを有する人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要といえます。多様性を実現するには、法学部卒業生のほかにも他学部卒業生、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験やボランティア活動の実践を有する人材等が含まれることが望ましいと考えています。」として設定され、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて公表されている。また、入学志願者に対して、理念・目的や入学者選抜の方法等の必要な情報が、説明会、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「法科大学院入試委員会」が設置され、実務法曹養成専攻長の監督の下、入学者選抜の実施について責任を負う体制がとられており、合格判定は、実務法曹養成専攻会議が行うこととされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点比率、過去の試験問題及び過去の入試状況（合格者数、合格者の最高点・最低点・平均点、年齢構成、男女別・社会人・非法学部出身者数、出身大学等）が公表されており、また、身体に障がいのある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、視覚障がいのある者に対して、拡大文字

問題冊子の配付や試験解答時間の延長（1.3 倍）等、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応が講じられており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第2次試験において、法学未修者コース（3年コース）については小論文試験、法学既修者コース（2年コース）については法律科目試験を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、志願理由書、自己評価一覧（学歴、職歴、外国語の能力、その他に分けて関連事項を記載し、証明書を添付する。）、自己評価書（自己評価一覧に基づく自己評価を記入する。）の提出によって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成21年度は約21%、平成22年度は約33%、平成23年度は約23%、平成24年度は約23%、平成25年度は28%であり、書類審査において入学者の多様性の確保を重視するなど、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は183人であり、収容定員210人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成22年度から入学定員の変更（80人から70人に削減）が行われ、平成22年度入学者選抜から入試制度を内部振り分け方式から外部振り分け方式に変更するなど、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、理念・目的に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、年度当初のガイダンスやクラス担任制、指導教員制、副担任制による指導・相談・助言、オフィスアワーやアカデミック・カウンセラーによる個別相談、さらにはITツールを用いた教育・学習環境の整備等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前及び入学後に導入ガイダンスを実施するなど、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、実定法に共通して要求される応用能力の基礎を習得するための授業科目として授業科目「実定法基礎」を選択科目として開設し、課題指導員（弁護士）を配置している。また、法律基本科目の履修に重点をおいたガイダンスを実施するとともに、指導教員制において少人数指導を実施するなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの日時や面談の予約方法が学生便覧に掲載され、学生に周知されている。

このほか、愛知県弁護士会の若手弁護士がチューターになり憲法、行政法、民法、商法及び刑法の5分野について学習支援が行われているほか、最終年次に履修する授業科目「総合問題研究（公法）」、「総合問題研究（民事法）Ⅰ」、「総合問題研究（民事法）Ⅱ」及び「総合問題研究（刑事法）」において、経験豊かな弁護士による講義への参加や課題の添削等により、学習活動を支援している。また、当該大学大学院法学研究科の研究者養成コースに在籍する大学院生が、ティーチング・アシスタントとして学習支援にあたるなど、各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、「保健管理室」における内科医師による健康相談、精神科医による精神健康相談のほか、「学生総合相談センター」でも、学生相談部門、メンタルヘルス部門においてそれぞれ臨床心理学の専門家、精神科医が相談に応じている。また、各種ハラスメントについては全学の組織として「ハラスメント相談センター」が設置されているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、室内の出入口が段差のないバリアフリーの引き戸となっているほか、講義室の出入口側最前列を移動式座席にして車いすでの受講を可能にするとともに、移動用にエレベーター及び階段昇降用エレベーターを備え、緊急呼出ボタン付きの多目的トイレを設置するなど、ユニバーサルデザインを採用し、整備充実に努めている。

身体に障がいのある学生が入学した際には、「学務委員会」、「学生生活委員会」が本人に事情を聴取した上で組織的な対応をすることとされており、手書き及びパソコンによるノートテイク等、「障害学生支援室」への相談を通じた修学支援を行うなど、障がいの種類や程度に応じた支援を行う予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、授業担当者や実務家教員、「就職・キャリア支援委員会」によるアドバイスのほか、当該法科大学院修了者専用のウェブサイトを通じたキャリア支援に係る各種の情報提供や就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## 第8章 教員組織

### 1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

##### 8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

##### 8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、当該人事ごとに「候補者探索委員会」、「選考委員会」、「審査委員会」にて審査を行い、実務法曹養成専攻会議において選考を行った上で法学研究科教授会に付議する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、教員組織上研究分野に応じて設けられた「教員グループ会議」において、教育経験や業績等に照らし、適任と考えられる者を選任し、「学務委員会」が教育の適切な実施の観点から選考を行った上で実務法曹養成専攻会議において審議・決定し、法学研究科教授会において審議・了承する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

##### 8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員 14 人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目と法律実務基礎科目とされており、そのうち必修科目の授業は、8割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員17年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、実務法曹養成専攻会議の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が2人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、教員の研究の質の向上に資することを目的としてサバティカル制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、ウェブサイトや「NLSシラバスシステム」の維持・管理及びITを利用した授業の補助等の業務を行う講師のほか、実務技能教育に関する教材の開発等を行う特任准教授及び特任講師、その職務を補助する研究員、ウェブサイトを利用した自習ツールの開発等を行う事務補佐員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【優れた点】

- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員が17年以上の実務経験を有している。
- 教員の研究の質の向上に資することを目的としてサバティカル制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。



## 第9章 管理運営等

### 1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である実務法曹養成専攻長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、実務法曹養成専攻会議が置かれている。実務法曹養成専攻会議は、専任の教授及び准教授（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、「文系事務部」が組織され、文系総務課9人、経理課3人、教務課5人、教材準備室2人、非常勤講師控室2人が配置されており、そのうち教務課の2人と教材準備室の1人が法科大学院専任として配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、概算要求に際してヒアリングが行われ、法学研究科長を通じて当該法科大学院の意見を述べることにより、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 指摘事項

特になし。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室（模擬法廷室、円卓法廷室）、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室及び実習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室及び演習室には、無線LAN、プロジェクター、DVD及びビデオ再生装置が配備され、実習室には、実習形式の授業の映像等をインターネットで配信するシステムであるSTICS（Stream Indexing and Commenting System）、法廷教室の映像収録システムであるDRS（Digital Recording Studio）等のIT設備が備えられている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、複写機及び学習に必要な基本的図書が整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、無線LANが配備されており、パソコンを利用して法学図書室の図書資料を検索することができるほか、法律データベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、法学図書室が整備されている。法学図書室は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。法学図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、図書室利用案内に従って利用するなどの管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、複写機等が整備されている。また、法学図書室には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を行うことができる非常勤講師控室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員の教員室のほか、コモンスペース、法律相談室等が整備されており、独立したスペースが確保されている。

このほか、当該法科大学院の修了者は、法学図書室での図書等の閲覧が可能となっており、修了者のうち科目等履修生においては、自習室及び法学図書室を利用することができる。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【優れた点】

- 法学図書室に、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた職員が配置されている。

### 【特色ある点】

- 当該法科大学院の修了者は、法学図書室での図書等の閲覧が可能となっており、修了者のうち科目等履修生においては、自習室及び法学図書室を利用できるとされている。

## 第11章 自己点検及び評価等

### 1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「自己評価委員会」が設置され、「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」及び「修了者の進路及び活動状況」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、「自己評価委員会」が「教育改善委員会」、「成績評価ワーキング・グループ」、「学務委員会」、「学生生活委員会」、「入試委員会」、「エクスターンシップ運営委員会」等の自己点検・評価の実施状況等を把握し、分析・評価を加えた上で要改善点を各委員会にフィードバックするとともに、自己点検及び評価の結果について実務法曹養成専攻会議に報告し、改善策の履行に関する重要事項について審議の上、実務法曹養成専攻会議の意見を反映し、教員への情報の周知徹底を図るなど、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員組織」を通じて公表されている。

また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても、ウェブサイトの「教員組織」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物

の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、「自己評価委員会」の総括・監督の下、各種委員会（「学務委員会」、「入試委員会」等）及び「文系事務部」において収集され、法学部棟1階倉庫、法経共用館1階倉庫及び文系総合館2階文系総務課総務グループ（法学部担当）において保管されている。

以上の内容を総合し、「第11章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「教員組織」を通じて公表されている。



< 参 考 >





## i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

## 1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名  
名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻
- (2) 所在地  
名古屋市千種区不老町
- (3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）  
学生数： 183 人  
教員数： 20 人（うち実務家教員 5 人）

ターンシップ等を実施している。

- (5) IT 技術を駆使した教育・学修支援体制の整備  
本法科大学院の養成する法曹に共通するものとして「情報・IT 技術に強い法曹」の養成も目的としていることから、IT を利用した教育環境の整備を行い、独自に開発した NLS シラバスシステム、授業の映像収録・分析システムを利用した教育や、「お助け君ノート」、「学ぶ君」のツールを駆使した学修支援を行っている。

## 2 特徴

- (1) 段階的・体系的な教育課程編成  
本法科大学院は、プロセスを重視した教育を行うことから、理論教育、実務教育及び両者を架橋する教育を学年進行に合わせて段階的に行うこととし、そのための体系的な教育課程を編成している。
- (2) 双方向的・多方向的な授業を行うための少人数教育  
双方向的、多方向的な討論を通じて批判的検討能力、創造的思考力、法的分析・議論能力を育成するために、学生数を 1 学年 70 名とし、法律基本科目についてはこれを 2 又は 3 クラスで行うこととして、少人数による授業を実施している。
- (3) 養成する法曹像に相応した履修モデル・授業科目の設定  
中部日本における基幹大学として、「国際的な関心を持った法曹」、「ホームドクターとしての法曹」、「企業実務に強い法曹」を本法科大学院の目的（後述「目的」参照）としていることから、これに沿った基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を設けるとともに、各法曹像に相応した履修モデルを設定し、とくに、展開・先端科目については、専門性を獲得させるために多様な科目を用意している。
- (4) 理論教育と実務教育を架橋するための授業科目・教育手法の導入  
理論と実務の架橋を重視するとの観点から、実務基礎科目として多彩な科目を用意し、研究者教員と実務家教員との共同教育体制をとるとともに、法曹倫理や実務の基礎を学習させながら実務体験型の教育手法を取り入れ、入念な準備に基づいた模擬裁判、ロイヤリング、エクス

## ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本法科大学院は、主に3つの教育理念・目的を有する。

第1の教育理念・目的は、豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を備えた法曹の養成にある。21世紀の社会は、多様な価値観を持った人々が豊かで安全な生活を送ることができ、国際的にも開かれた自由な共生社会でなければならない。そこでは、社会の様々な問題について、合理的で透明なチャンネルを通して、すべての人々が納得のいく、法的に明確な解決が図られることが必要とされる。本法科大学院における教育は、このような法化社会においてこれを支え推進する法曹の養成を目指している。

第2の教育理念・目的は、国際的な関心を持った法曹の養成である。自由な共生社会は、国際的にも強く相互に依存しており、そこで活躍する法曹には幅広い国際的な視野と専門的知識が強く期待されている。我が国の経済活動は欧米のみならず、とりわけ最近ではアジア近隣諸国と強い絆で結ばれているにもかかわらず、我が国の法曹界はこれらに対する関心が必ずしも大きいとはいえない状況にあった。しかし今後は、アジア近隣諸国との関係も含め国際的な関心を持った法曹の養成は焦眉の課題である。本法科大学院では、こうした法曹の養成を目指している。

第3の教育理念・目的は、中部日本における基幹大学として、ホームドクターとしての法曹、企業法務に強い法曹を養成する点にある。名古屋大学が位置する中部地区においても、環境問題、高齢者を中心とした福祉問題、消費者問題、行政活動に関係した問題など、市民生活に関わる多様な問題が発生している。こうした市民が直面する様々な問題をきめ細かく拾い上げ、法的に解決するためには、市民生活に関連する分野について広範な知識を有するホームドクター的な法曹が必要とされる。名古屋大学大学院法学研究科は、NPOの活動支援、あるいは消費者問題や環境問題等についてさまざまな市民組織と協力した教育活動を行ってきた経験と実績を有している。一方で中部地区は、自動車産業をはじめとする巨大な製造業の企業群を擁している。そこでは、様々な企業活動に伴う法務のエキスパートが必要とされており、国内外で活躍しうる能力を持った法曹の養成が強く要求されている。そして、この面についても、名古屋大学大学院法学研究科は、これまでもトヨタ法務会議から派遣される連携教員の協力を得て、中部地区の企業法務と連携を図り、研究体制を整備するとともに、インターンシップ等を通じて社会連携の成果を法学教育に活かしてきた。本法科大学院は、これらの経験と蓄積をもとに、中部日本における基幹大学として、福祉問題、環境問題、消費者保護に関する問題などに通暁し、専門性に優れ、かつホームドクターとしてのサービスも十分に提供できる、バランスのとれた法曹の養成を目指すとともに、中部地区の企業法務との連携をさらに強化し、企業法務に強い法曹の養成を目指している。

なお、以上のいずれの法曹にも共通するものとして、本法科大学院は、情報化社会の進展に伴う法的諸問題について正確な知識を習得し、情報化技術の発展の意味と社会の情報化の意味を理解するだけでなく、情報機器やネットワークを利用して、収集した法情報を分析・要約・整理・統合・加工し、さまざまな資料や各種の文書を作成する技能を身につけた法曹の育成を目指しており、これも目的の一つである《添付資料第1章「法科大学院ウェブサイト『理念と特色』」、添付資料「2013年度学生便覧」2頁参照》。

### iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/houka/no6\\_2\\_jiko\\_nagoya\\_h201403.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/houka/no6_2_jiko_nagoya_h201403.pdf)